

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1018号)

平成24年2月9日

横情審答申第1018号

平成24年2月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮  
問について（答申）

平成23年2月17日こ西児第1346号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「一時保護児童記録票のうち平成21年6月分」の個人情報一部開示決定に対  
する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「一時保護児童記録票のうち平成21年6月分」の個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「一時保護児童記録票のうち平成21年6月分」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年1月11日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

本件個人情報には、本件児童以外の個人の氏名及び電話番号が記録されており、これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであって、本号本文に該当し、本号ただし書イに該当しないため非開示とした。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 本件個人情報には、西部児童相談所による本件児童の評価が記録されているが、児童相談所による援助は、詳細な医学的・心理学的・社会学的な評価のもとに行われるものであり、その内容を開示することは援助対象者に予見を与えることとなり、適正な援助業務の遂行に支障を及ぼす。

また、関係機関による本件児童についての評価を開示することは、西部児童相談所と関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、本件児童の福祉の実現という本来業務への協力が得られなくなることにつながるおそれがある。

イ よって、児童相談所における援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号柱書に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件請求の目的は、北部児童相談所が本件児童に対する責任の所在を明確にせず無責任な対応を取り続けていることから、自身の手で本件児童の生命等の保護対応を検討するためである。
- (3) 条例第22条第7号は、市や国等の公的機関において、契約、財産、利益、調査研究、人事管理及び企業経営の損益を問う条例であると解釈した。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、指定都市等に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項、同法第59条の4第1項）である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関する事、知的障害、自閉症等の障害に関する事などの様々な問題等について家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行うもので、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

##### (2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、平成21年6月分の本件児童に係る児童記録であり、表紙、一時保護の概要、相談面接記録及び本件児童の写真で構成されている。

表紙及び一時保護の概要は、本件児童が西部児童相談所に付設された一時保護所に入所するに当たり、北部児童相談所が西部児童相談所に提出し、西部児童相談所が必要事項を追記したものであり、本件児童の家族構成、児童心理司による心理判定、一時保護の経緯・ケース概要等が記録されている。

相談面接記録は、主に北部児童相談所の児童福祉司その他の児童相談所職員が、本件児童に対して行った面接、本件児童の生活、行動等について、その内容を記録したものである。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち別表に示す 2 種類の情報について、本件児童以外の個人に関する情報の記録は条例第22条第 3 号に、本件児童に対する評価の記録は条例第22条第 7 号に該当するとして、それぞれ別表の該当箇所の部分を非開示としている。

(3) 条例第22条第 3 号の該当性について

ア 条例第22条第 3 号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、別表の の該当箇所の情報については、本号本文に該当し、本号ただし書イには該当しないため、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

当審査会が見分したところ、別表の の該当箇所には、本件児童以外の個人の電話番号及び当該電話の所有者並びに本件児童以外の個人の氏名（氏のみ及び名のみを含む。以下同じ。）が記録されていることが認められる。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第22条第 7 号の該当性について

ア 条例第22条第 7 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、別表の の該当箇所の情報（以下「本件評価情報」という。）については、本件児童についての評価の記録であって、開示することにより援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、いずれも本号柱書に該当し、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 前記(1)のとおり、児童相談所では、受け付けた相談について児童福祉司その他の児童相談所職員が必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的

及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童に最適な援助を行っている。横浜市の児童相談所においては、当該相談援助業務の適正な遂行のため児童記録を備え、児童本人に対して行った面接の内容、児童本人の生活、行動、児童本人に関する評価等の必要な事項を記録しているものである。

本件評価情報は、西部児童相談所に付設された一時保護所の児童記録に記録されたものであり、当審査会が見分したところ、実施機関が本件児童に対する相談援助を進めるに当たり、北部児童相談所の児童福祉司その他の児童相談所職員の医学的・心理学的・社会学的見地による本件児童に関する率直な評価、判定、所見等があるのままだに記録されていることが認められる。

したがって、本件評価情報を本件児童に開示すると、前述の相談援助業務の性質上、本件児童に今後の援助についての予見を与えることも考えられ、また、本件児童の認識と異なっていた場合、今後の適正な援助業務が困難になるなど、本件児童に係る相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書の「開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

- (5) なお、本件処分により既に開示されている部分には、本件児童の機微に触れる言動、本件児童に対して行った面接の内容等の記録が散見されるが、法定代理人による本件請求の目的及び前記(4)ウで述べた相談援助業務の内容、性質等を考え合わせると、これらの情報について、実施機関がその専門的観点から条例の非開示条項の適用を十分に検討したかについては若干の疑問がないとはいえない。

実施機関には、今後、これらの情報の開示・非開示の決定に当たって、一層慎重な判断を行うよう求めるものである。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 実施機関が本件処分により非開示とした情報の分類

文書名		該当箇所
本件児童以外の個人に関する情報の記録		
表紙		「現住所」欄の電話の所有者及び番号
相談面談記録	2 ページ目	11 行目、13 行目及び 22 行目の本件児童以外の個人の氏名
	3 ページ目	29 行目の本件児童以外の個人の氏名
	4 ページ目	4 行目の本件児童以外の個人の氏名
	5 ページ目	9 行目、14 行目、26 行目及び 30 行目の本件児童以外の個人の氏名
	6 ページ目	1 行目の本件児童以外の個人の氏名
	8 ページ目	12 行目の本件児童以外の個人の氏名
	9 ページ目	17 行目、23 行目、31 行目及び欄外の本件児童以外の個人の氏名
	10 ページ目	31 行目及び 32 行目の本件児童以外の個人の氏名
	11 ページ目	27 行目の本件児童以外の個人の氏名
	12 ページ目	2 行目の本件児童以外の個人の氏名

本件児童に対する評価の記録		
一時保護の概要		「心理判定」欄の数値
相談面談記録	2 ページ目	23 行目の 3 文字目から 20 文字目まで並びに 24 行目及び 25 行目の全て
	4 ページ目	2 行目の 14 文字目から 33 文字目まで、4 行目の 13 文字目から 30 文字目まで、5 行目の 1 文字目から 27 文字目まで、8 行目の 24 文字目から 30 文字目まで及び 9 行目の全て
	6 ページ目	18 行目の全て
	13 ページ目	15 行目の 15 文字目から 23 文字目まで及び 16 行目から 17 行目までの全て
	14 ページ目	10 行目の 25 文字目から 28 文字目まで及び 11 行目の全て

ページ番号及び文字数について

- 1 相談面接記録は、該当月で最初に記録された日の記録用紙を 1 ページ目とする。
- 2 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点は、1 文字とする。
- 3 相談面接記録に枠線のあるものは、左右の欄を同一行として捉えるものとする。



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年2月17日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年2月24日 (第179回第一部会) 平成23年2月25日 (第186回第二部会) 平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・諮問の報告
平成23年8月11日 (第190回第一部会)	・審議
平成23年9月8日 (第191回第一部会)	・審議
平成23年9月22日 (第192回第一部会)	・審議
平成23年10月13日 (第193回第一部会)	・審議
平成23年10月20日 (第194回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年11月10日 (第195回第一部会)	・審議
平成23年11月24日 (第196回第一部会)	・審議
平成23年12月8日 (第197回第一部会)	・審議
平成24年1月12日 (第198回第一部会)	・審議